

か め に し し ょ う が っ こ う

亀西小学校だより

令和5年11月8日
亀山市立亀山西小学校

No. 11 文責 学校長

Comunicado da Escola ~ La información de la escuela ~ School Newsletter

スポーツ集会の参観ありがとうございました。体調不良等により、欠席の子どもも多くいましたが、児童会のスローガン「みんなかがやけ! チームでえがく努力の輪」のとおり、各学級がチームとして、欠席の子の分も力いっぱい競技・演技を行いました。6年生は授業と並行して、スポーツ集会の係活動に一生懸命取り組んでくれました。

当日は特に高学年での欠席者が多く、特に力を入れていた組体操をみんなでくみあがくことはできませんでした。完成した演技、高学年の素晴らしい演技から、低中学年に高学年のすごさを伝えられるよう、9日に演技披露会を持ちます。ライブで、高学年の熱量を感じてもらいたいと思っています。

スポーツ集会開催にあたり、PTA厚生部、広報教養部のみな様、受付や取材、保護者のみな様には駐車場、人数制限等ご協力いただきました。ありがとうございました。

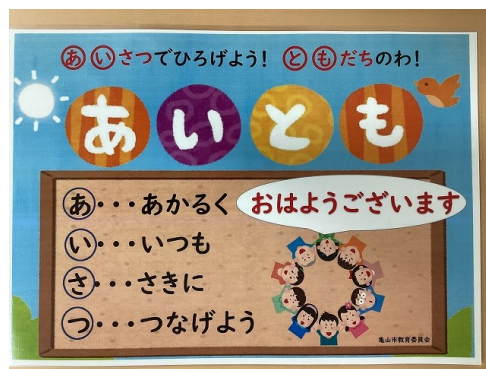


♡♡♡♡ 「あいとも」運動に取り組みます! ♡♡♡♡

ステキなあいさつができるようになってきた、本校の子どもたち。11月13日(月)~11月17日(金)

まで、児童会が中心となって「あいさつでひろげよう! ともだちのわ!」を合言葉に、あいさつ運動に取り組みます。友だち、身近な大人にあいさつをすると、「あいともポイント」がもらえます。「あいともポイント」は、全校で集めます。

めざすは、5000ポイント! ポイントを集めるためのあいさつでなく、気持ちのよいあいさつで目標達成をめざしてほしいと思います。私たち大人も気持ちのよいあいさつを心掛けていきたいものです。保護者のみな様も子どもたちに気持ちのよいあいさつのお手本をお願いします。



11月は「いじめ防止強化月間」です。

◇◆◇11月の児童会目標◇◆◇

友だちをたいせつにしよう



11月は「いじめ防止強化月間」です

三重県では、4月11月を「いじめ防止強化月間」と位置づけ、学校・家庭・地域がそれぞれの役割と責任を自覚し、社会総がかりでいじめ問題の克服（未然防止・早期発見・早期解決）を目指しています。そこで、本校児童会は、「あいとも運動」の期間と合わせて、11月の「いじめ防止月間」にかけての取り組みを、全校児童に放送で説明し、協力と呼びかけます。児童会では、「いじめ反対」の気持ちを示す「ピンクシャツ運動」に取り組みます。「ピンクシャツ運動」では、火・金曜日の「朝のあいさつ運動」時にいじめへの思いを書いたピンク色のタスキをつけます。みんなで、安心して過ごせる亀山西小学校にしていきましょう。

ピンクシャツ運動って？

ピンクシャツ運動とは、カナダで生まれた「いじめ反対」運動です。中学生の男子が、ピンクのシャツを着て登校したことからかわれいじめられました。それを知った高校生2人がピンクのシャツを着て学校へ行こうと呼びかけ、次の日、みんながピンク色のシャツを着たり、ピンク色のリボンをつけたりすることで、いじめ反対の気持ちを示し、いじめをなくなったことがきっかけとなりました。



家庭・地域向け啓発資料

4月と11月は「いじめ防止強化月間」です

いじめ

学校・家庭・地域がそれぞれの役割と責任を自覚し、相互に協力し合いながら、社会総がかりでいじめの問題の克服に向けて取り組むという気運を高めるとともに、いじめの未然防止及び早期発見・早期対応をめざした取組を推進します。

いじめって何？

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの。

「いじめ防止対策推進法」より
(平成25年9月28日施行)

保護者のみなさんへ

家族全員でいじめが人権侵害であることを理解するとともに、日頃から大人が規範を示しましょう。

- 子どもの自尊感情を高める言葉をかけましょう
- 子どもの規範意識を養うため、自らの言動が根本となるよう心がけましょう
- 子どもが発するサインをキャッチしましょう
- 子どもが助けを求めやすい環境を作りましょう
- いじめの防止、発見、措置に学校等と連携し、協力しましょう
- 親子で共感できる活動をししましょう
- 家族そろって地域活動に参加しましょう

地域のみなさんへ

いじめ問題の理解を深め、地域の子どもを守り育てていきましょう。

- 日常的に子どもたちを見守りましょう
- 地域行事等を通して子どもたちと交流を深めましょう
- いじめやいじめかなと思うことを見かけたら、学校又は関係機関（教育委員会）等へご連絡ください
- 異年齢の子どもたちが一緒に遊ぶ環境づくりをしましょう
- 学校やPTAと連携していじめ問題に取り組みましょう

三重県いじめ防止条例では、保護者の責務（第8条）、県民及び事業者の役割（第9条）に上記の責務や役割を示していますので、ご協力をお願いします。

インターネットや携帯（スマートフォン等）を通したいじめやトラブルを防ぐために

【青少年インターネット環境整備法から要約】

保護者の責務 保護者はネット上には有害情報が氾濫していることを認識して、子どものネット利用のルールを決めるなど、しっかり見守る努力をする責務があります。

保護者の義務 子どもの携帯電話を購入する際には、携帯電話会社に「使用者が子どもであること」を申し出る義務があります。

事業者の義務 子どもが利用する携帯電話に、フィルタリングを提供する義務があります。フィルタリングを解除するには、保護者（親権者）の同意が必要です。

三重県教育委員会事務局 生徒指導課